

広島県告示第三百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定によつて、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成二十年四月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

広島県知事 藤田雄山

一 道路の種類 県道	二 路線名 馬木八本松線	三 道路の区域
間		区

新	旧	新	旧	の新別 敷地の幅員 (メートル)
五一 ・ 六〇	一一 ・ 〇〇 ～ 三	二七 ・ 六〇	二七 ・ 六〇	（メートル）
五〇 一、 〇 九 ・	五〇 一、 〇 九〇 ・	三三 〇 ・ 〇	三三 〇 ・ 〇	（メートル） 延長
メートル 九三五 ・ 〇〇	ダブルウエイ 解除 不用物件 延長	ダブルウエイ 一部幅員減少 不用物件延長 メートル		備考

東広島市西条町下見字大畠原四五〇番四地先
から
東広島市西条町下見字西側四九一番一地先ま
で